

定期券発行等に係る窓口端末関連機器更新業務 仕様書

1. 件名

定期券発行等に係る窓口端末関連機器更新業務

2. 概要

高槻市独自のハウスカード（以降「ハウスカード」という）に定期券、S F カード、福祉乗車券の各種乗車券発行等を行っている窓口端末機器及びS F カードのセルフチャージ機について、機器更新を実施する

3. 更新対象機器及び設置場所

機器名称	台数	場所
窓口端末機器（10式） ※予備機では、客用表示機、自動釣銭機は不要とする。（「機器構成」参照）	3式	J R 高槻駅南案内所
	2式	J R 摂津富田駅案内所
	1式	阪急高槻市駅案内所
	1式	芝生営業所1階
	1式	芝生営業所2階サーバ室
	1式	緑が丘営業所1階
	1式	予備機
セルフチャージ機（2台）	1台	J R 高槻駅南案内所
	1台	J R 摂津富田駅案内所
マスタ管理PC（1台）	1台	芝生営業所2階サーバールーム

※設置場所の住所は以下のとおり

場所	住所
J R 高槻駅南案内所	高槻市紺屋町3-1
J R 摂津富田駅案内所	高槻市大畑町1-233
阪急高槻市駅案内所	高槻市城北町2丁目1-18 エミル阪急高槻内2F
芝生営業所	高槻市芝生町4丁目3番1号
緑が丘営業所	高槻市緑が丘3丁目4番1号

4. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、機器の設置及び正常な動作確認をもって完了とする。

5. 保証期間

完了検査後12か月

保証期間中、受注者側の責任となる事故が発生した場合は、ただちに無償にて修理および交換等の保証をおこなうものとする。

6. 支払

納品および完了検査後は一括払いとする。ただし、部分的な納品があった場合は別途協議とする。

7. 一般事項

- (1) 本受注者は、日本鉄道サイバネティクス協議会会員であること。
- (2) 本受注者は、スルッとKANSAI共通仕様書の開示を受けていること。
- (3) 日本鉄道サイバネティクス協議会の規格およびスルッとKANSAI共通仕様書等の関係規程を順守すること。
- (4) 守秘義務について、以下のことを順守すること。
 - (ア) ハウスカードのエンコード等の秘密情報については、情報の管理徹底に努めなければならない。
 - (イ) 業務上知り得た情報は、極めてセキュリティ性の高いものと認識し、秘密情報については、第三者に漏洩してはならない。
 - (ウ) 業務上知り得た情報は、本業務以外の目的に使用してはならない。
- (5) 瑕疵担保期間は、引き渡し後1年とする。
 - (ア) 設計等に起因する障害は、瑕疵担保期間外においても協議の上、誠意をもって対応すること。
 - (イ) 機器の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合はこれを保証すること。
 - (ウ) 消耗品や交換部品等維持管理に必要なものは、引き渡し後7年以上供給をおこなうこと。

8. 作業内容

- (1) 既存機器の撤去、機器の納入、設置、ネットワークへの接続、試験
- (2) バス車載機および既設サーバ類（小田原機器製 I D 管理サーバおよびアイテック阪急阪神製収入管理サーバ）との仕様調整
- (3) バス車載機および既設サーバ類（小田原機器製 I D 管理サーバおよびアイテック阪急阪神製収入管理サーバ）との試験調整
- (4) 機器間クロス試験
- (5) 当部職員および窓口係員への取扱説明
- (6) システム運用開始後の不具合の修正および軽微な調整

9. 全機器共通事項

- (1) 納入する機器は、信頼性・保守性に優れたものとし、現状の発券業務を確保できるものとする。
- (2) 機器、部品、機能、仕様等については事前に確認書を提出し、当部職員の承諾を得るものとする。仕様認識齟齬防止の観点で、令和 7 年 10 月頃にはプロトタイプによるデモを実施すること。
- (3) 使用する部品等は、J I S 規格品の工業品または同等品以上のものを使用しているものとする。
- (4) 将来の設備増設、機能拡張に対してシステムの拡張が容易におこなえること。
- (5) 既存システムを熟知の上、開発をおこなうこと。
- (6) 工場出荷前に試験および検査をおこない、令和 8 年 3 月 31 日までに工場試験成績書を提出すること。
- (7) 各機器は設置場所室内の分電盤より給電をおこなうこと。
- (8) 各機器は当部が指示する I P アドレスを設定すること。
- (9) 納入する機器を使用し、当部の受入試験をおこなうものとする。受入試験は令和 8 年 1 月から開始するものとし、必要な機器については先行で納入すること。試験詳細については、別途協議によるものとする。
- (10) 受入試験後、発行したハウスカードを用いて、現行窓口端末やバス車載機との機器間クロス試験をおこなう為の試験協力をおこなうこと。機器間クロス試験の内容については、別途協議によるものとする。
- (11) 窓口端末については、現行稼働機との並行運用を可能とすること。
- (12) 作業時は原則として、当部職員の立会を受け、その指示に従うものとする。

- (13) 安全作業に留意し、万一既設システムに障害を与えたときには、直ちに当部に報告し、速やかに復旧すること。また、この障害に伴って生じた損害および要した費用は受注者にて負担するものとする。
- (14) 試験に必要なテスト用のハウスカードは当部にて準備する。
- (15) 現在保有している窓口端末（10台）、チャージ機（3台）を新型機設置時に撤去し、当部が指定する場所まで運搬すること。
- (16) 仕様書は大略を示すもので、これに記載なき事項で当然必要と認められるものは、受注者の負担でおこなうものとする。なお、記載なき事項および細部について疑義のある場合は、当部と協議をおこなうこと。法令上の適用・装置の設置あるいは技術的事項、装置の運用および保守上において当然必要と認められる事項について、当部の指示のものの契約金額の増減なくおこなうものとする。

10. 取扱券種

(1) 定期券

- (ア) 発売区間は均一、特近、山・均一、山・山、山・均一・山とし、発売区間により指定可能な停留所を定める。
- (イ) 発売期間は1か月、3か月、学期とし、学期はあらかじめマスタで指定した期間のみ発売可能とし、通用開始日、通用終了日もマスタで指定した日付となる。
- (ウ) 割引は福祉割引なし、福祉割引ありの指定を可能とする。
- (エ) 定期券種は通勤定期券（大人）、通勤定期券（小児）、通学定期券（大学・高校）、通学定期券（中学）、通学定期券（小学）、の指定を可能とする。

(2) S F カード

- (ア) 無記名式大人、記名式大人、記名式小児を発行する。
- (イ) 発売金種は2千円、3千円、5千円、1万円（デポジット額を含む）とする。
- (ウ) チャージ限度額は2万円とする。
- (エ) チャージの際は、10%のプレミアを付与する。プレミア分の割合は容易に変更可能とする。
- (オ) カード払戻時にプレミアの払戻はしない。

(3) 福祉乗車券

カードに対して個人情報のエンコードをおこなわず、デポジット額を0円とする。また、リライト印字層を設けない。

- (ア) 高齢者無料乗車券 ：表面は水色。チャージ不可。
- (イ) 高齢者割引乗車券 ：表面は灰色。チャージ限度額2万円、プレミアなし。
- (ウ) 障がい者乗車券 ：表面は橙色。チャージ不可。
- (エ) 介護人付障がい者乗車券 ：表面は桃色。チャージ不可。

1 1. 窓口端末

(1) 機器構成

詳細は別紙参照のこと。

外形寸法については、設置現場を確認し、操作性を確保できるサイズとすること。

また、設置の際に補助テーブル等が必要な場合は、受注者にて準備すること。

(2) 電源

AC100V±10V。

(3) 対応業務

詳細は別紙参照のこと。

(4) 仕様

(ア)本機器を取り扱う係員は、各係員が保持するIDカードをICカードリーダにて認証をおこなうことで操作可能とする。認証は始業時に実施するものとし、またマスタ管理端末より設定された権限により、操作できる業務を制限できるものとする。認証結果は内部ログとして30日以上保存可能とする。

(イ)係員の操作履歴を当部で閲覧可能とすること。詳細は別途協議とする。

(ウ)時計を内蔵し、定期的にID管理サーバと時刻を同期すること。補正タイミングについては、別途協議によるものとする。

(エ)定期券業務については、現行稼働機と同等の機能を有すること。また、現行稼働機にて発行した定期券が取り扱えること。新型機で発行した定期券が現行稼働機にて取り扱えるようにすること。

(オ)定期券の発行時は、券面に刻印番号の一部を印字するものとする。

(カ)定期券面に印字する日付は和暦とする。元号が変更になった場合でも容易に対応可能とし、和暦が遡ってもシステム上問題が発生しないこと。

(キ)業務画面は視認性や操作性を考慮すること。

(ク)定期券、SFカードを新規に発行する場合はデポジットを収受する。カードの返却（カード払戻）の場合はデポジットを返却する。

(ケ)業務実施時は、ID管理サーバに保存されたネガ情報を確認し、ネガヒットする場合は使用不可処理をおこなうこと。

(コ)業務実施後は、カードのエンコード情報とID系一件明細をID管理サーバに登録すること。ID管理サーバ非接続時は窓口端末内部に当該情報を保持し、ID管理サーバとの接続復旧時に未登録のエンコード情報とID系一件明細を登録する機能を有すること。ID系一件明細の詳細は別途協議によるものとするが、現行稼働機の再発行時に問題が発生しないこと。

- (サ) I D管理サーバとの接続はデータベースへの直接アクセスとする。I D管理サーバ非接続時に業務実施可能とするか、不可とするかは業務毎に設定できるものとし、容易に変更できること。
 - (シ)バス停留所は納品時に運用している通りとするが、令和7年11月及び令和8年4月に変更がある場合には速やかに修正を行うなど、容易に変更できること。詳細は別途協議によるものとする。
 - (ス)収受を伴う場合は、レシートプリンタにてインボイス対応の領収書を発行可能とすること。詳細は別途協議によるものとする。
 - (セ)締切業務は営業終了時におこなうものとし、始業から締切業務直前までの集計処理をおこなうものとする。運用日付が更新しているにも関わらず締切業務をおこなっていない場合は、締切業務の操作を誘導するものとする。
 - (ソ)締切業務実施後は、集計データを収入管理サーバにF T Pにて送信すること。収入管理サーバ非接続時は窓口端末内部に当該情報を保持し、収入管理サーバとの接続復旧時に未送信の集計データを送信できる機能を有すること。集計データの詳細は別途「売上データ要件書」によるものとする。
 - (タ)定期運賃データについては、現行稼働機と比較検証をおこなうこと。
 - (チ)運賃データは3世代以上保持できること。運賃データの切替は設定した運用日付によりマスタ管理端末から自動でダウンロードできること。
 - (ツ)機器に異常が発生した場合は、係員に状態を通知するとともにエラーログ情報を記録するものとする。未遂のデータがある場合は、未送件数を表示すること。
 - (テ)釣銭機が異常の状態でも、手持ち現金による運用がおこなえること。
 - (ト)周辺機器の接続状態や、保持しているマスタファイルのバージョン情報を表示する機能を有すること。
 - (ナ)当部指定の決済端末に金額等の情報を連携し、キャッシュレス決済をおこなえること。
- (5) 決済方法
- (ア)定期券、企画券、グッズ、貸切収入及びその他の以下(イ)(ウ)(エ)を除く入出金処理
現金、クレジット、電子マネー及びQ Rコード。
 - (イ)S Fカード
現金のみ。
 - (ウ)福祉乗車券（高齢者割引乗車券）
現金のみ。
 - (エ)窓口での乗車運賃収受
現金のみ。

1 2. チャージ機

(1) 機器構成

詳細は別紙参照のこと。

外形寸法については、設置現場を確認し、操作性を確保できるサイズとすること。

(2) 電源

AC 100V $\pm$ 10V。

(3) 仕様

(ア) S F カードと福祉乗車券（高齢者割引乗車券）に対して、チャージおよび残額確認（実残額とプレミア残額および、その合計額）を可能とする。

(イ) 時計を内蔵し、定期的に I D 管理サーバと時刻を同期すること。補正タイミングについては、別途協議によるものとする。

(ウ) 操作画面は視認性や操作性を考慮すること。

(エ) 業務実施時は、I D 管理サーバに保存されたネガ情報を確認し、ネガヒットする場合は使用不可処理をおこなうこと。

(オ) 業務実施後は、I D 系一件明細を I D 管理サーバに登録すること。I D 管理サーバ非接続時はチャージ機内部に当該情報を保持し、I D 管理サーバとの接続復旧時に未登録の I D 系一件明細を登録する機能を有すること。I D 系一件明細の詳細は別途協議によるものとするが、現行稼働機の再発行時に問題が発生しないこと。

(カ) I D 管理サーバへの接続はデータベースへの直接接続とする。I D 管理サーバ非接続時に業務実施可能とするか、不可とするかは業務毎に設定できるものとし、容易に変更できること。

(キ) 収受を伴う場合は、レシートプリンタにて簡易インボイスに対応した領収書を発行可能とすること。詳細は別途協議によるものとする。

(ク) 締切業務は営業終了時におこなうものとし、始業から締切業務直前までの集計処理をおこなうものとする。運用日付が更新しているにも関わらず締切業務をおこなっていない場合は、締切業務の操作を誘導するものとする。

(ケ) 締切業務実施後は、集計データを収入管理サーバに F T P にて送信すること。収入管理サーバ非接続時はチャージ機内部に当該情報を保持し、収入管理サーバとの接続復旧時に未送信の集計データを送信できる機能を有すること。集計データの詳細は別途「売上データ要件書」によるものとする。

(コ) 設置場所は屋内とする。近辺には係員が常駐しており、無人での運用は想定しないものとする。

(サ) 機器に異常が発生した場合は、係員に状態を通知するとともにエラーログを記録するものとする。

(4) 決済方法

(ア) S F カード

現金のみ。

(イ)福祉乗車券（高齢者割引乗車券）

現金のみ。

1 3. マスタ管理端末

(1) 機器構成

詳細は別紙参照のこと。

(2) 電源

AC100V±10V。

(3) 仕様

(ア)学期定期券の発売可能期間、通用開始日、通用終了日をエクセルにて編集し、その内容を窓口端末にて参照可能とする機能を有すること。

(イ)一括自動発行における発行内容と個人情報をエクセルにて編集できること。

(ウ)各係員が保持するIDカードをICカードリーダーにて読み取り、窓口端末における認証情報の登録と操作可能な業務の設定をおこなえること。

(エ)窓口端末に対して遠隔で電源をONすることおよびリモート操作できること。

(オ)客用表示器に対して指定する規格の画像表示を可能とする機能を有すること。

1 4. その他

(1) 本件と同規模程度以下のシステム改修の際は、改修費用が本件の契約金額を上回らないこと。

(2) 検収後2年目以降の保守内容については、別途協議するものとし、金額については本件の契約金額に比し過大にならないこと。

(3) 着手前に設計・製造・納入等の計画書を提出し、納期について当部と十分に調整をおこなうこと。

(4) 完成図書

完成時、以下の図書を提出すること。

(ア)要件定義書、機能仕様書	いずれか1部
(イ)工場試験結果報告書	機能別に1部
(ウ)取扱説明書	部数は別途協議

■ 窓口端末 機器構成

No.	機器	要件	備考
1	主制御部	① 性能は、以下記載内容同等または、それ以上とする ・HDD容量 : 300GB ミラーリング機能を要すること。 ・メモリ容量 : 8GB ② 電源投入後、3分以内に機器が起動し、操作可能状態であること。	
2	係員操作部	① タッチパネル機能つきカラー液晶ディスプレイとする。 ② 視認性、操作性、耐久性に優れていること	
3	客用表示機	① カラー液晶ディスプレイとし、視認性にすぐれていること。 ② 購入金額、預かり金額、釣銭額を表示可能とすること。 ③ マスター管理PCで操作された画像に対して1画像につき9秒の8画像以上を表示可能とすること。 ④ 予備機の窓口端末では、客用表示器は不要とする。	
4	I C発券機	① 現行の設置場所に設置することを勘案すること。 ② ストッカにハウスカードを300枚以上格納可能とすること。 ③ 格納できるハウスカード原版は1種類とする。 ④ ハウスカードを格納するストッカは専用の鍵で施錠可能とし、施錠状態で残数管理をおこなえるものとする。 ⑤ 旅客が手持ちのハウスカードに対して手差し挿入し、業務がおこなえること。	

No.	機器	要件	備考
5	レシートプリンタ	① 領収書および乗車履歴の発行を可能とすること。 ② 再発行登録の際、再発行整理票を発行できること。記載する内容については、別途協議によるものとする。 ③ 感熱紙に印字するものとする。	
6	自動釣銭機	① 取扱金種および格納枚数は以下の通りとする。 ・ 1 万円紙幣 : 1 0 0 枚以上 ・ 5 千円紙幣 : 1 0 0 枚以上 ・ 千円紙幣 : 2 0 0 枚以上 ・ 5 0 0 円硬貨 : 1 0 0 枚以上 ・ 1 0 0 円硬貨 : 1 0 0 枚以上 ・ 5 0 円硬貨 : 1 0 0 枚以上 ・ 1 0 円硬貨 : 1 0 0 枚以上 ② 金庫は専用の鍵で施錠可能とすること。 ③ 旅客より徴収した紙幣および硬貨はそれぞれの投入口より一括投入を可能とし、自動に振り分けをおこなえること。 ④ 紙幣詰まり等の異常発生時は、係員に通知するとともに復旧が容易であること。 ⑤ 格納した紙幣および硬貨が容易に取り出せること。 ⑥ 芝生営業所 2 F サーバルームに設置する窓口端末には、自動釣銭機は不要とする。	
7	ネットワークプリンタ	① 計算書や販売日報を印字できること。印字内容については別途協議によるものとする。	

No.	機器	要件	備考
8	無停電電源装置	① 10ミリ秒以内の瞬電は正常に動作継続を可能とし、それ以上の電断は取引データの紛失が発生しないように業務終了がおこなえる程度の容量は保持するものとする。	
9	I Cカードリーダー	① 係員が保持するI Dカードを読み取り、係員認証がおこなえること。	
10	電源タップ	① 構成する機器の電源をまとめること。また、機器構成のNo.2～No.5の機器についてはNo.1の主制御部の電源ONと連動して電源供給がされること。	
11	予備品等	① 予備品および付属品については、受注者の標準一式および保守上必要なものとするが、消耗品等については、別途協議によるものとする。	

■ チャージ機 機器構成

No.	機器	要件	備考
1	主制御部	① 電源投入後、3分以内に機器が起動し、操作可能状態であること。	
2	旅客操作部	① 視認性、操作性、耐久性に優れていること	
3	I C 発券機	① 現行の設置場所に設置することを勘案すること。 ② 旅客が手持ちのハウスカードに対して手差し挿入し、業務がおこなえること。 ③ ハウスカードの回収機能は設けないものとする。 ④ ハウスカード以外の I C カードは取り扱わないものとする。	
4	紙幣メカ	① 千円、2千円、5千円、1万円の4種類の紙幣を取り扱い可能とし、合計格納枚数は300枚以上とする。 ② 紙幣格納部は専用の鍵で施錠可能とすること。 ③ 紙幣詰まり等の異常発生時は、係員に通知するとともに復旧が容易であること。 ④ 格納した紙幣が容易に取り出せること	
5	レシートプリンタ	① チャージの際、領収書の発行を可能とすること。 ② 感熱紙に印字するものとする。	
6	無停電電源装置	① 10ミリ秒以内の瞬電は正常に動作継続を可能とし、それ以上の電断は取引データの紛失が発生しないように業務終了がおこなえる程度の容量は保持するものとする。	
7	予備品等	① 予備品については用意しない。消耗品等については、別途協議によるものとする。	

■ マスタ管理端末 機器構成

No.	機器	要件	備考
1	主制御部	① 性能は、以下記載内容同等または、それ以上とする。 ・ HDD容量 : 500GB ・ メモリ容量 : 8GB ② OSはWindowsとする。 ③ Microsoft Excelが使用できること。 ④ 付属品はモニター、マウス、キーボード等の操作に必要なものとする。	

■ 窓口端末 業務一覧

No.	業務名称	詳細業務	業務内容
1	業務開始	－	I Cカードリーダーに認証用の I Dカードをかざすことで係員業務を開始し、業務一覧画面に遷移する。締切時に収入管理サーバに通知する集計データは、本業務から締切実施までを対象とする。
2	業務一覧	－	実施する業務を選択するメニュー画面。選択した業務画面を表示する。
3	定期券発行	定期券発行	定期券の新規発行及び、旅客手持ちの定期券に対し、継続発行を行う。定期券の有効期間が残っており、有効期間が切れるまで14日以内の場合は継続発売となり、有効期間が残っていない場合は、新規発売として発行する。継続前と継続後の有効期間が連続していない定期券も発行可能とする。 通学定期券発行時は通学証明確認年度と卒業年度および大学種別の入力ができること。通学定期券の投入時は前回設定した通学証明確認年度と卒業年度を表示すること。
4		付添人定期	定期券の運賃を後日入金扱いとして発行する。ただし、デポジットが必要な場合はデポジットのみ収受する。
5		領収書発行	発行した定期券を投入し、領収書を発行する。同一締切内かつ、発行した窓口端末でのみ取扱可能とする。
6	定期券書換発行	－	旅客手持ちの定期券を投入し、定期券の区間や期間を変更する。定期券書換発行計算書をA4用紙で出力する。

No.	業務名称	詳細業務	業務内容
7	定期券再発行	定期券再発行	旅客が定期券を紛失した場合や、破損等で使用できない場合に、個人情報もしくは刻印番号で I D 管理サーバに照会し、照会結果を元に定期券の再発行をおこなう。
8		領収書発行	再発行した定期券を投入し、領収書を発行する。同一締切内かつ、再発行した窓口端末でのみ取扱可能とする。
9	定期券払戻	－	旅客手持ちの定期券を投入し、払戻をおこない、定期券払戻計算書を A 4 用紙で出力する。
10	定期券取消	－	誤って発行した定期券の発行を取り消し、発行前の定期券を復元する。同一締切内かつ、発行した窓口端末でのみ取扱可能とする。
11	誤券発行	誤券発行	後日、係員の過失による発行誤りに気付いた場合に通用開始日を過去に戻して定期券を発行する。
12		領収書発行	誤券発行した定期券を投入し、領収書を発行する。同一締切内かつ、発行した窓口端末でのみ取扱可能とする。
13	誤券払戻	－	後日、係員の過失による発行誤りに気付いた場合に全額無手数料で払戻をおこなう。
14	S F カード発行	S F カード発行	無記名式大人、記名式大人、記名式小児の S F カードの新規発行をおこなう。
15		領収書発行	新規発行した S F カードを投入し、領収書を発行する。同一締切内かつ、発行した窓口端末でのみ取扱可能とする。
16	S F カード再発行登録	－	旅客が S F カードもしくは高齢者割引乗車券を紛失した場合や、破損等で使用できない場合に再発行登録をおこなう。合わせて再発行整理票を出力する。

No.	業務名称	詳細業務	業務内容
17	S F カード再発行	－	再発行登録時に出力した再発行整理票を元に S F カードもしくは高齢者割引乗車券を再発行する。 高齢者割引乗車券の場合、手数料およびデポジット額は 0 円とする。
18		領収書発行	再発行した S F カードを投入し、領収書を発行する。同一締切内かつ、再発行した窓口端末でのみ取扱可能とする。 高齢者割引乗車券の場合、手数料とデポジット額が発生しないため、領収書は発行されないものとする。
19	S F カード払戻	－	旅客手持ちの S F カードもしくは高齢者割引乗車券を投入し、払戻をおこない、カード払戻計算書を A 4 用紙で出力する。 高齢者割引乗車券の場合は手数料無し、デポジット返却額を 0 円とし、資格喪失のネガに登録されている場合でもカード払戻を可能とする。
20	S F カード発行取消	－	誤って発行した S F カードの発行を取り消す。同一締切内かつ、発行した窓口端末でのみ取扱可能とする。
21	チャージ	現金チャージ	旅客手持ちの S F カードもしくは高齢者割引乗車券を投入し、S F 額の積み増しをおこなう。高齢者割引乗車券の場合はプレミアはなしとする。 チャージ金額は 1 0 0 0 円単位でチャージ可能上限額までを指定できるものとする。
22		過入金チャージ	旅客手持ちの S F カードもしくは高齢者割引乗車券を投入し、旅客の申告内容と I D 管理サーバの加入金情報が一致した場合、無償チャージをおこなう。
23		領収書発行	チャージした S F カードおよび高齢者割引乗車券を投入し、領収書を発行する。同一締切内かつ、発行した窓口端末でのみ取扱可能とする。

No.	業務名称	詳細業務	業務内容
24	チャージ取消	－	旅客手持ちのＳＦカードもしくは高齢者割引乗車券を投入し、誤って実施した窓口端末およびチャージ機の直近チャージを取り消す。チャージ以降、カードの利用がない場合に取扱可能とする。
25	デポジット返却	－	通用期間を過ぎた定期券および紛失もしくは障害ネガ登録済みのカードに対して、デポジット返却をおこなう。レシートにデポジット返金受取書を印字する。
26	自動発行	－	マスタ管理端末で作成した自動発行情報ファイルを読み込み、外売り用定期券、無記名大人のＳＦカード、福祉乗車券、職務乗車証のいずれかを連続で発行する。ストックの新規媒体を繰り出して発行するものとし、受け皿がいっぱいになった場合は一時停止する。
27	自動発行登録	－	マスタ管理端末で作成した自動発行登録ファイルを読み込み、外売り用定期券の個人情報の登録、発売実績の作成をおこなう。なお、使用済みの定期券を引き取って新しいカードを渡す運用（デポジット額分の収受有無）にも対応できること。
28	個人情報変更	－	旅客手持ちの定期券もしくはＳＦカードを投入し、個人情報を編集する。カードがない場合は、刻印番号でＩＤ管理サーバに問い合わせをおこない、個人情報および、定期券の場合は通学証明確認年度と卒業年度を編集することも可能とする。
29	基本属性変更	無記名⇔記名	無記名式大人のＳＦカードを記名式大人のＳＦカードに変更する。また、記名式大人のＳＦカードを無記名式大人のＳＦカードに変更する。
30		小児⇔大人	記名式小児のＳＦカードを記名式大人のＳＦカードに変更する。また、記名式大人のＳＦカードを記名式小児のＳＦカードに変更する。

No.	業務名称	詳細業務	業務内容
31	券面再印字	－	ハウスカードの券面に汚損や擦れが生じた場合に、券面の印字をおこなう。
32	I Cカード情報表示	－	ハウスカードのエンコード情報を表示する。
33	利用履歴照会	－	旅客手持ちのハウスカードもしくは刻印番号を手入力し、I D管理サーバに利用履歴の問合せをおこない、利用履歴のほか、S Fカードもしくは定期券の発行場所を表示する。レシートへの利用履歴の印字も可能とする。印字件数は50件を限度とし、最終の利用履歴はI D管理サーバに残っている限りは取得する。
34	ネガ登録	－	発行済みのハウスカードのネガ登録および取消をおこなう（ネガヒット後は取消不可）。
35	定期外入金	－	定期外品目（企画券、グッズ、窓口運賃、貸切、その他）について、釣銭機もしくはキャッシュレス決済端末と連動して入金をおこなう。
36	定期外出金	－	定期外品目（企画券、グッズ、誤払券、回数券、その他）について、釣銭機もしくはキャッシュレス決済端末と連動して出金をおこなう。
37	取扱現金管理	－	釣銭機に対して補充、回収、両替の制御をおこなう。
38	締切	締切	業務開始から当該業務までの発売実績を集計し、販売日報と業務履歴をA 4用紙で出力する共に、キャッシュレス決済端末に対して、日計の指示をおこなう。また、収入管理サーバに集計データを送信する。
39		印刷／表示	業務開始から当該業務までの取扱情報を集計し、販売日報と業務履歴をA 4用紙で出力するか画面に表示するかのどちらかをおこなう。
40		前回印刷	前回締切業務を実施した際に出力した販売日報と業務履歴をA 4用紙で出力する。

No.	業務名称	詳細業務	業務内容
41		未送締切再送	収入管理サーバに送信する集計データが未送になっている場合、再送信をおこなう。
42	一次発行	定期／S F	リライト層のあるハウスカードに対して、I D管理サーバへの登録と一次発行状態とするエンコード処理、券面の消去をおこなう。ストッカからハウスカードを繰り出して発行するものとし、受け皿がいっぱいになった場合は一時停止する。
43		福祉乗車券	リライト層のないハウスカードに対して、I D管理サーバへの登録と一次発行状態とするエンコード処理をおこなう。ストッカからハウスカードを繰り出して発行するものとし、受け皿がいっぱいになった場合は一時停止する。 また、一次発行したI Cカードが高齢者割引乗車券の場合はその刻印番号を収入管理サーバに通知する。
44	I Dカード発行	－	係員が保持するI Dカードに対して、権限、氏名、I D番号、パスワードの指定し、エンコード処理とI D管理サーバへの登録をおこなう。

■ 売上データ要件書

(1) 売上データ共通仕様

前方系機器（窓口端末・チャージ機）の売上ファイルは、Shift-JISコードで前方系機器から収入管理システムへFTPにより伝送する。
 下表の通り、各売上データファイルごとに固定長テキストファイル（改行あり、CR+LF）を出力し、伝送する。
 レコードが無い場合は空ファイルを伝送すること。

データ名称	物理ファイル名	送信元機器	通信相手先	ファイルレイアウト	種別	内 容	送受信タイミング
定期売上ファイル	Txxymddz. DAT	窓口端末	収入管理システム	(ア)定期売上F 固定長 テキストファイル (改行あり)	売上	定期券の売上データ一件明細	締切時
証票売上ファイル	Sxxymddz. DAT	窓口端末	収入管理システム	(イ)証票売上F 固定長 テキストファイル (改行あり)	売上	定期券の払戻や取消、定期外の入出金時の売上データ一件明細	締切時
ハウスカード売上ファイル	Hxxymddz. DAT	窓口端末	収入管理システム	(ウ)カード売上F 固定長 テキストファイル (改行あり)	売上	カード（定期券／SFハウスカード）の売上データ一件明細	締切時
チャージ機売上ファイル	Cxxymddz. DAT	チャージ機	収入管理システム	(エ)カード売上F 固定長 テキストファイル (改行あり)	売上	カード（定期券／SFハウスカード）の売上データ一件明細	締切時
売上傳票ファイル	Uxxymddz. DAT	窓口端末	収入管理システム	(オ)売上傳票F 固定長 テキストファイル (改行あり)	売上	マルチ決済売上データ 各締切ファイルと取引番号でデータの紐づけができるようにする チャージ機売上ファイルは対象外	締切時

xx：発行場所コード y：号機番号 mm：発売開始日付（月2桁） dd：発売開始日付（日2桁） z：締切回数（A～Z）

(2) 売上データ必要項目

共通	刻印番号, 発売場所, 号機, 取扱時刻, 大小, 割引, 取扱情報, 決済, 一括情報, 取扱年月日, データ作成年月日, マルチ決済取引情報
定期売上	券種, 通学区分, 新規継続, 発行年月日, 旧定期情報, 定期券情報, 大学情報, 金額, 原券刻印番号, 誤発行情報, 手数料, 領収書情報
証票	原券情報, 原券旧券期間等情報, 原券新券期間等情報, 払戻金額, 手数料金額, 旧券使用・残日数, 新券使用・残日数, 定期外取扱情報
ハウスカード	発行年月日, デPOSIT額, チャージ額, プレミア額, デPOSIT返却額, SF払戻額, プレミア差引額, 手数料, 合計金額,
チャージ機	ハウスカードと同等 プレミア差引額は不要
売上傳票	伝票番号, 端末識別番号, 金額

各種金額は、スペース埋めする

【例1】+100円の場合 「 100」

【例2】-100円の場合 「 -100」